

第 8 章 入 場 券

(入場券の発売)

第 192 条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については、第59条第1項の規定を準用する。

- (1) 大人
 - (2) 小児（大人及び小児が2人を越える幼児を随伴するときは、その越える幼児については小児とみなす。）
- 2 入場券は駅において係員又は乗車券類印刷発行機により発売する。この場合入場券の使用時間（発売時刻から2時間以内）を制限して発売することがある。
- 3 前項後段の規定により入場券の使用時間を制限する場合は、券面に発売時刻及び使用時間を制限する旨表示して発売する。

(入場料金)

第 193 条 入場券の料金は、次のとおりとする。

大人	160円
小児	80円

(入場券の効力)

第 194 条 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って、使用することができる。この場合第192条第2項の規定により使用時間を制限して発売した入場券にあつては、当該制限された時間（以下「制限使用時間」という。）内に限って使用することができる。

- 2 入場券所持者は、車内に立ち入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

第 195 条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項を塗り消し、その他改変して使用したとき
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき
- (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき
- (4) 制限使用時間を超えて使用したとき。ただし、この場合にあつては、使用時間のうち制限使用時間を超えた時間（以下「超過使用時間」という。）について無効とする。
- (5) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき

- 2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第 196 条 入場券の様式は次のとおりとする。

(様式省略)

(入場券の改札及び引渡し)

第 197 条 入場券を使用する旅客は、入場の際に係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。
その効力を失った場合もまた同じ。

(無札入場者)

第 198 条 乗車以外の目的によって入場券を所持しないで入場した場合、又は第195条第1項第1号から第3号及び第5号の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第193条による入場料金を収受する。又第195条第1項第4号に該当する場合（同項第1号から第3号まで及び第5号とあわせて該当する場合を含む）は超過使用時間を制限使用時間で除したもの（小数点以下切り上げ）に第193条の規定による入場料金を乗じた額を収受する。

(入場料金の払戻し)

第 199 条 入場券を所持する旅客は、第7条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、入場料金の払戻しを請求することができる。

2 前項による場合のほか、入場料金の払戻しはしない。